

令和5年度（2023年度）第1回北海道障がい者施策推進審議会

日時：令和5年（2023年）6月14日（水）18時00分から19時10分

場所：かでの2・7 7階730会議室

【事務局】

ただいまから令和5年度第1回北海道障がい者施策推進審議会を開催いたします。本日の司会を務めます障がい者保健福祉課の相馬でございます。よろしくお願いたします。それでは開催に先立ちまして、障がい者支援担当局長の石橋より御挨拶を申し上げます。

【石橋局長】

保健福祉部障がい者支援担当局長の石橋でございます。本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

日頃から皆様には、道の障がい福祉行政に御協力をいただいておりますことに、心より感謝いたします。

北海道におきましても、令和2年1月頃から3年以上猛威を振るっておりました新型コロナウイルス感染症でございましたが、これまで行って参りました様々な感染防止対策が緩和され、本日のように皆様と一堂に会することができるなど、以前の生活に少しずつ戻りつつあります。

これまでの皆様の感染防止対策に対する御協力を深く感謝を申し上げます。引き続き基本的な感染症対策に取り組んでいながら、その状況下においても、障がいのある皆様方が必要とされる障がい福祉サービスを提供することができますよう、各種の施策に取り組んで参りますので、御協力をよろしくお願いたします。

本日の審議会でございますが、1点協議事項がございます。仮称でございますが、第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい者福祉計画の策定について協議をさせていただきたいと考えておりますので、皆様方から忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

最後になりますが、北海道障がい者基本計画及び北海道障がい福祉計画の目標でございます「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会」を目指しまして、委員の皆様方にお力添えをいただきながら、より実効性のある計画としたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【事務局】

それではお手元の資料を確認させていただきます。会議次第、配席表、出席者名簿、資料1、資料2、資料3-1から4となっております。配布漏れなどがありましたら、お知らせください。

続きまして、本日の日程ですが、19時30分を目処に終了させていただきたいと存じますのでご協力をお願いいたします。

次（つぎ）に本日（ほんじつ）の審議会（しんぎかい）におきまして、昨年（さくねん）12月（がつ）開催時（がつかいさいじ）に委員（いいん）の皆様（みなさま）と事務局（じむきょく）をご紹介（しょうかい）させていただきました
いたところ（ところ）ですが、今年度（こんねんどだい）第1回目（かいめ）の開催（かいさい）であること（こと）。令和（れいわ）5年（ねん）6月（がつ）の人事異動（じんじいどう）により、事務局（じむきょく）
の職員（しょくいん）が変更（へんこう）しておりますので、改めて（あらた）委員（いいん）の皆様（みなさま）と事務局（じむきょく）を紹介（しょうかい）させていただきます。

一般財団法人旭川手をつなぐ育成会（いっばんざいだんほうじんあさひかわて） 副会長（ふくかいちょう） 菅原（すがわら）様（さま）、

一般財団法人北海道難病連（いっばんざいだんほうじんほっかいどうなんびょうれん） 理事（りじ） 深瀬（ふかせ）様（さま）、

DPI北海道ブロック会議（ほっかいどう） 事務局次長（じむきょくじちょう） 山崎（やまざき）様（さま）、

社会福祉法人北海道社会福祉協議会（しゃかいふくしほっかいどうしゃかいふくしきょうぎかい） 権利擁護推進部（けんりようごすいしんぶ） 部長（ぶちょう） 亀川（かめがわ）様（さま）、

一般社団法人北海道医師会（いっばんしゃだんほうじんほっかいどういしかい） 副会長（ふくかいちょう） 藤原（ふじわら）様（さま）、

北海道身体障害者福祉施設協議会（ほっかいどうしんたいしやうがいしやふくししせつきょうぎかい） 会長（かいちょう） 櫻田（さくらだ）様（さま）、

恵庭市子ども未来部（えにわしこどもみらいぶ） えにわ市（ちやう） 未来部（おうえん） 支援センター（ちやう） センター（たかほし） 部長（さま） 高橋（たかほし）様（さま）、

藤女子大学（ふじよしだいがく） 名誉教授（めいよきょうじゆ） 橋本（はしもと）様（さま）、

一般社団法人北海道精神科病院協会（いっばんしゃだんほうじんほっかいどうせいしんかびやういんきょうかい） 会長（かいちょう） 松原（まつばら）様（さま）、

一般社団法人北海道知的障がい福祉協会（いっばんしゃだんほうじんほっかいどうちてきしやう） 理事（りじ） 山崎（やまざき）様（さま）、

また、本日（ほんじつ）欠席（けつせき）の委員（いいん）ですが、北海道市長会（ほっかいどうしやうかい） 北斗市長（ほくとしやう） 池田（いけだ）様（さま）、

北海道精神障害者回復者クラブ連（ほっかいどうせいしんしやうがいしやふくしやかいかい） 副会長（ふくかいちょう） 石山（いしやま）様（さま）、

旭川医科大学病院（あさひかわい） リハビリテーション科（か） 教授（きやうじゆ） 大田（おおた）様（さま）、

株式会社シムス（かぶしきがいしや） 代表取締役（だいひやうとりしまりやく） 齋藤（さいとう）様（さま）、

北海道町村会（ほっかいどうちやうそんかい） は調整中（ちやうせいちゆう）でございます。

続き（つづ）まして、事務局（じむきょく）について（ご）紹介（しょうかい）させていただきます。

まず（はじ）初め（しやう）に、障がい者（しやきほんけいかく）基本計画（しやう）につきま（こども）は、障がい（たい）のある（しえん）子供（さだ）に対する（たい）支援（しえん）を（さだ）めてい
る（ほ）か、障がい（しやう）福祉（ふくし）計画（ふくしけいかく）につきま（じどう）は、児童（ふく）福祉（しほ）法（も）に（しやう）基づ（じ）く（ふく）障（し）がい（ふく）児（し）福祉（し）計画（けいかく）を（な）担（にな）って（な）
ま（す）。こ（う）した（中）（ちゆう）中（ちゆう）に、国（くに）にお（いて）は（は）本年（ねん）4月（げつ）に（に）子ども（こども）家庭（か）庁（ちゆう）が（が）発（は）足（そく）して（して）お（り）ま（し）て、道（みち）にお（いて）
も、障（しやう）がい（たい）のある（しえん）子供（さだ）を（を）含（む）む（こ）す（こ）べ（て）の（こ）子ども（こども）へ（へ）の（しえん）支（い）援（えん）を（を）一（い）た（た）い（き）的（てき）に（に）行（おこな）う（も）く（て）き（こ）
政（せい）策（さく）局（きょく）子（こ）ども（ども）政（せい）策（さく）企（き）画（かく）課（か）及（および）子（こ）ども（ども）家（か）庭（てい）支（し）援（えん）課（か）を（を）配（はい）置（ち）し、今（こん）後（ご）本（ほん）会（かい）議（ぎ）に（に）お（き）ま（し）て（は）、子（こ）育（そだ）
支（し）援（えん）担（たん）当（とう）局（きょく）長（ちやう）以（い）下（か）担（たん）当（とう）職（しやく）員（いん）に（に）出（しゅつ）席（せき）して（して）い（た）だ（く）こ（と）に（に）な（り）ま（し）た（の）で（で）ご（ご）了（りやう）解（かい）願（ねが）い（ま）す。

それ（それ）で（で）は（は）順（じゆん）に（に）ご（ご）紹（しょう）介（かい）さ（さ）せて（て）い（た）だ（き）ま（す）。

保健福祉部（ほけんふくし）福祉局（ふくしきょく）障がい者（しやきほんけいかく）支（し）援（えん）担（たん）当（とう）局（きょく）長（ちやう） 石橋（いしばし）で（で）ご（ご）ざ（ざ）い（ま）す。

子（こ）ども（ども）政（せい）策（さく）局（きょく）子（こ）ども（ども）育（そだ）支（し）援（えん）担（たん）当（とう）局（きょく）長（ちやう） 森（もり）で（で）ご（ご）ざ（ざ）い（ま）す。

福祉局（ふくしきょく）障（し）がい（たい）者（しや）保（ほ）健（けん）福（ふく）祉（し）課（か）長（ちやう） 徳田（とくだ）で（で）ご（ご）ざ（ざ）い（ま）す。

福祉局（ふくしきょく）障（し）がい（たい）者（しや）保（ほ）健（けん）福（ふく）祉（し）課（か）精（せい）神（しん）医（い）療（りやう）担（たん）当（とう）課（か）長（ちやう） 河（かわ）谷（たに）で（で）ご（ご）ざ（ざ）い（ま）す。

子（こ）ども（ども）政（せい）策（さく）局（きょく）子（こ）ども（ども）家（か）庭（てい）支（し）援（えん）課（か）長（ちやう） 和（わ）田（だ）で（で）ご（ご）ざ（ざ）い（ま）す。

福祉局（ふくしきょく）障（し）がい（たい）者（しや）保（ほ）健（けん）福（ふく）祉（し）課（か）課（か）長（ちやう）補（ほ）佐（さ） 名（な）久（く）井（い）で（で）ご（ご）ざ（ざ）い（ま）す。

同（おな）じ（く）課（か）長（ちやう）補（ほ）佐（さ） 山（やま）下（した）で（で）ご（ご）ざ（ざ）い（ま）す。

同（おな）じ（く）主（しゆ）幹（かん） 菊（きく）池（い）で（で）ご（ご）ざ（ざ）い（ま）す。

同（おな）じ（く）課（か）長（ちやう）補（ほ）佐（さ） 柏（かし）木（き）で（で）ご（ご）ざ（ざ）い（ま）す。

同（おな）じ（く）課（か）長（ちやう）補（ほ）佐（さ） 富（ふ）加（か）見（み）で（で）ご（ご）ざ（ざ）い（ま）す。

子（こ）ども（ども）政（せい）策（さく）局（きょく）子（こ）ども（ども）家（か）庭（てい）支（し）援（えん）課（か）課（か）長（ちやう）補（ほ）佐（さ） 関（せき）本（もと）で（で）ご（ご）ざ（ざ）い（ま）す。

それでは、ここからの議事進行は、藤原会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

【藤原会長】

よろしくお願いいたします。それでは早速、議事に入りたいと思います。協議事項1、第3期北海道障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（仮称）の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

はじめに資料の3-1をご覧ください。本日の審議会では、これから御説明させていただく統合計画の各章の柱となる骨格案を資料3-1で、次に計画推進のための具体的な取組の項目に当たる推進項目と推進施策案を資料3-2で、次に令和8年度の成果目標を、まずは先月に国から示された指針に記載があるものを仮置きしております成果目標案を資料3-3で、最後にサービス量の見込みと基盤整備について、こちらも国の指針に記載されているものを、まずは仮置きして資料3-4としております。

本日は、この資料3-1骨格案で統合計画の全体イメージを把握していただき、計画を推進するための取組やサービス量の見込み等の概要を説明いたしますので、御承知おき願います。

それでは資料1から説明させていただきます。1ページ目の1、計画の統合について、北海道障がい者基本計画と、北海道障がい福祉計画を統合することとしておりますが、この件に関しましては、令和4年12月開催の本審議会において協議済みであり、統合にあたっては障がい福祉計画をベースに統合することとしております。

2、計画の名称につきましては、今後の検討とさせていただきます。

3、計画の期間につきましては、国においては3年を一期としての策定を基本としておりますが、都道府県及び市町村の実情に応じ、柔軟な期間設定が可能となっております。

道としては、3年毎の計画の見直しでは、サイクルが異なることで計画策定に係る負担が大きいことにより、検証が不十分なまま次の計画の策定作業に追われることなどを考慮し、全体的な改定は6年とし、3年の中間見直しとして指標等の見直しを図ることとしたいと考えております。

4、策定等の考え方については、（1）施策の推進項目につきましては、柱立てを障がい者基本計画として、障がい福祉計画の該当部分を移行すること。（2）障がい福祉計画にない項目や、内容については、障がい者基本計画から移行することとなっております。

5、計画の内容についてですが、右側の新しい計画として、第3期北海道障がい者基本計画、第7期北海道障がい福祉計画、そして、第3期北海道障がい児福祉計画、第6期北海道障がい者就労支援推進計画を網羅する内容となります。

3ページ目の6、計画の検討組織についてですが、本審議会では総括的な協議を行うこととし、各部会等において、専門の内容を検討していただくこととしております。

7、今後の主なスケジュール予定についてですが、本日の本審議会開催以降、第2回目を8月下旬に計画の基本的な考え方を協議いただき、3回目は10月中旬に計画の素案を協議いた

き、最後の4回目を令和6年1月中旬に計画案を協議いただくこととしております。

続きまして資料2です。国の基本指針の見直しについて、先月5月に告示されておりました、先ほど説明した計画期間の考え方や、14点の見直しのポイント、5ページ目のおり令和8年度末までの成果目標が示されており、新規を中心にご紹介しますが、③、地域生活支援拠点の充実では、強度行動障害を有するものの支援ニーズの把握及び支援体制整備。④、福祉施設から一般就労への移行等では、就労移行支援事業所修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上。⑤、障害児支援の提供体制の整備等では、医療的ケア児支援センターを設置、こちらにつきましては道では昨年6月30日に設置しております。他には障害児入所施設から移行調整に係る協議の場を設置。⑥、相談支援体制の充実・強化等については、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等となっております。

続いて、3-1の骨格案について、2枚ものの鑑の統合ですが、次期計画は、2つの計画を統合し、第1章の計画の基本的事項から第7章のサービスの量の見込みと基盤整備の構成になっております。8ページから9ページの章毎の柱では、第6期北海道障がい福祉計画を基本とし、章の中の節の内容を一部入れ替えた内容となっております。

続いて資料3-2、計画を推進させていくための具体的な推進項目と推進施策案の内容についてですが、10ページから11ページの鑑を2枚めくっていただき、12ページ以降統合計画の推進項目と推進施策は、資料の真ん中の第6期北海道障がい福祉計画を基本として整理していくこととし、今後の総合計画の素案作成までの間に、障がい福祉計画で抜けている施策のうち、基本計画の中から必要と考える施策について追加作業を進めることとなります。

続いて資料3-3、成果目標についてでございます。基本的には国の指針に基づき数値等を入れ替えておりますが、地域生活移行者数については、国の成果目標と道の実態がかけ離れていることから、設定にあたり今後の検討を必要としているところです。

新規の指標のみご紹介しますが、まずは、18ページの4、福祉施設から一般就労への移行目標において、就労定着支援事業者の実績や、地域の就労支援ネットワークの強化などが設定されており、19ページの障害児支援の提供体制の整備目標では、障害児入所施設に入所する児童がふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置。6、相談支援体制の充実・強化等では、各市町村に基幹相談支援センターの設置（共同設置可）が設定されたところでございます。

今後、こうした国の指針を基本に設定することとなりますが、道の地域性や現状を考慮し、道の計画としての成果目標の設定について、議論・検討することとなります。

最後に資料3-4、サービスの量の見込みと基盤整備案についてですが、こちらも新規のみご紹介しますが、22ページの3、日中活動系サービスの就労選択支援（利用者数）、23ページの5、精神障がい者への支援、精神障がい者における自律訓練（生活訓練）（利用者数）、24ページの11、福祉サービス等の質の向上で、相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達支援管理者研修修了者数の見込み及び意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施回数

および就労者数の見込みについて、設定されるところでございます。

サービス見込み量についても、こうした国の指針を基本に設定することになりますが、こちらのも道の地域性や現状を考慮し、この計画としてサービス量の見込みの設定について、今後検討していただくこととなります。事務局からは以上でございます。

【藤原会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。今後、分科会において詳細に検討していくこととなりますが、今回の説明について、御意見や御質問のある方は挙手をお願いします。はい、山崎委員お願いします。

【山崎（恵）委員】

15ページの資料3-3、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標についてですが、入院3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点の退院率、長期入院患者数などが記載されていますが、この中にはお亡くなりになった死亡退院も含まれているのかお聞きしたいです。

【事務局】

障がい者福祉課で精神保健医療を担当しています柏木と申します。よろしくお願いたします。こちらの数値ですが、手元に資料がなくて、詳細は次回に御説明させていただきたいと思っておりますが、御質問のありました死亡された方のカウントについて、今、お話できることは、退院率については国において調査をしております。診療報酬に係るレセプトなどを集計した結果を元にこちらの数値が作成されております。その中で死亡した方がどのように取扱いされているかを調べて、次回御説明させていただきたいと思っておりますので御了承いただけないでしょうか。よろしくお願いたします。

【藤原会長】

よろしいでしょうか。はい。それでは深瀬委員お願いたします。

【深瀬委員】

15ページの成果目標、4の福祉施設から一般就労への移行目標ですが、私たちも就労継続支援A型・B型の現場を見てきて、一般就労として一般の会社に就職をした方が増えてきていますが、その後、8割近くが辞めて、就労継続支援A型・B型に戻ってきてしまう現状がありますので、この辺りも検討していただきたい。

【事務局】

障がい者保健福祉課で就労支援を担当しています山下です。貴重な御意見ありがとうございます。一般就労に関しては、定着するような取組も国の障がい福祉サービス事業でも考えているところですが、実態として一般就労後に辞めて戻ってしまうことも把握しております。今回、成果目標を設定する際には、状況を確認しながら考えていきたいと思っております。

【藤原会長】

なぜ戻りのかも含めて調査しているのでしょうか。

【事務局】

それぞれの障がいの特徴がありますが、作業内容や職場環境、個別のケースにより、職場に慣れることが難しいということが原因の一つでもあります。

【深瀬委員】

確かに職場に慣れないことや、精神や知的など障がいの特性によって悩んでしまうこともあると思いますが、原因はそれだけではないので、詳細に調査していただきたいと思います。

【藤原会長】

本件に関してよろしく願います。それでは菅原委員願います。

【菅原委員】

私も資料3-3の4、福祉施設から一般就労への移行目標についてとなりますが、障がいを持つ人が一般就労するために大切なことは、職場環境と人間関係だと思えます。私が現在勤めてるコールセンター業務に障がい者雇用をしてもらい丸10年が経ちます。職場には、働きやすい環境を考えて配慮してもらっていることを実感しております。一般就労後は障がいのある方の特性への配慮や、働きやすい職場環境を整えることがとても重要だと思えます。年度単位で福祉施設から一般就労している人はどのくらいいるのでしょうか。

【事務局】

手元に具体的な資料を持ち合わせていないため、調べまして、改めてお伝えしたいと思えます。

【菅原委員】

私の勤めている法人は、一般就労が9割となっています。100人当たり約90人が一般就労し、現在も仕事を続けていますが、一番大切なのは定着支援だと思えます。例えば、ちょっとしたことでつまづいたり、しくじって怒られたりすると心が弱ってしまいます。その時にどのように支えるか、定着支援が大切だと思えます。定着支援は制度的に利用期間が決められていて、何十年も利用できないと思えますが、障がいのある方は、基本的に障がい治ることはないので本当はずっと必要となるわけなので、適材適所の支援があればと思えます。

また、福祉施設から一般就労という書き方が、どうしても入所施設からと見えてしまって、よく読めば就労移行支援事業所や就労継続支援事業所からだとはわかりますが、書き方は考えた方がよいと思えます。

一般就労の現状に関しては、人手不足であり、どの企業も人手が欲しいわけであり、少し頑張れば全員一般就労できると思えます。そういった意味では障がいのある方は、すごいチャ

ンスだと思^{おも}っていますので、この部分^{ぶぶん}の数値は少し高^{すこ}めに設定^{かた}しても大丈夫^{せつてい}だと思^{おも}います。

【藤原会^{ふじわらかいちょう}長^{ちやう}】

はい、ありがとうございます。先^{さき}ほどの表現^{ひょうげん}方法^{ひょうげん}について、どのような表現^{ひょうげん}がよろしいでしょうか。

【菅原委^{すがわらいいん}員^{いん}】

福祉^{ふくし}事業^{じぎょう}所^{じょ}が良^よいと思^{おも}います。施設^{しせつ}という言^{こと}葉^ばは紛^{まぎ}らわしい。

【藤原会^{ふじわらかいちょう}長^{ちやう}】

はい、ありがとうございます。この他^{ほか}にご意見^{いけん}はありま^ありますか。山崎^{やまざき}委^い員^{いん}お願^{ねが}いします。

【山崎^{やまざき}（千^ち）委^{いん}員^{いん}】

私^{わたし}は自^じ立^{りつ}支^し援^{えん}協^{きょう}議^ぎ会^{かい}と地^ち域^{いき}移^い行^{こう}部^ぶ会^{かい}に関^かわつていて、北^{ほく}海^{かい}道^{どう}は日^に本^{ほん}のトッ^きプを切^きつて、地^ち域^{いき}移^い行^{こう}を今^{いま}ま^まで引^ひっ張^はつてきた実^{じつ}績^{せき}が有^あるので、これ^これ^れから更^{さら}に国^{くに}がい^いうよ^ような地^ち域^{いき}移^い行^{こう}のパーセ^ちン^{しん}テ^いジは難^{むずか}しいと思^{おも}います。入^に所^{じょ}施^し設^{せつ}は65歳^{さい}以^い上^{じょう}の^{ひと}人^{ひと}が^{あつ}と^うて^まき^おお、パ^パン^フレ^トを^みた^ら介^{かい}護^ご施^し設^{せつ}な^{のか}知^ち的^{てき}の^に入^に所^{じょ}施^し設^{せつ}な^{のか}わ^から^ない^くら^い高^{こう}齢^{れい}化^かし^てお^り、^{くに}国^{くに}が^いう^よう^な地^ち域^{いき}移^い行^{こう}の^いこ^うす^うち^すこ^ちが^おもの数^{すう}値^ちは^すこ^し違^{ちが}うと思^{おも}います。

【藤原会^{ふじわらかいちょう}長^{ちやう}】

ありがとうございます。松原^{まつばら}委^い員^{いん}、お願^{ねが}いします。

【松原委^{まつばらいいん}員^{いん}】

今^{いま}、山崎^{やまざき}委^い員^{いん}もおっし^しゃ^つて^おり^ました^が、精^{せい}神^{しん}障^{しょう}が^いに^も対^{たい}応^{おう}した^ち地^ち域^{いき}包^ぱ括^{かく}ケ^あシ^ステ^ムの^{こう}構^{こう}築^{ちく}、い^わゆる「^にも^ぱ括^{かく}」^です^が、長^{ちやう}期^き入^{にゅう}院^{いん}さ^れて^いる^かた^は高^{こう}齢^{れい}化^かし^てお^りま^して、^{じつ}じ^じに^ち地^ち域^{いき}で^せい^ふか^せい^かつ^むず^かな^いと^{ころ}も^あり、^{こう}れ^いか^じゅう^{よう}も^んだ^いか^んが^考え^てい^ます。

【藤原会^{ふじわらかいちょう}長^{ちやう}】

はい、ありがとうございます。橋本^{はしもと}委^い員^{いん}お願^{ねが}いします。

【橋本委^{はしもといいん}員^{いん}】

非^ひ常^{じょう}に^おお^ひろ^ふか^{たい}へ^んけ^いか^くさ^くて^いと^りく^みに^んし^きほ^っか^いど^うと^くち^{ょう}を^{かん}考^{かん}え^たと^きに^は、支^し援^{えん}が^どこ^の市^し町^{ちやう}村^{そん}で^も整^とつ^てい^るわ^けで^はな^く、^{こう}い^きて^きき^{ばん}広^{こう}域^{いき}的^{てき}な^き基^き盤^{ばん}と^いい^ます^か、^さき^ざき^てい^{あん}か^たち^けい^かく^もこ^よお^もの^形で^計画^{けい}に^盛り^込め^{ると}良^よい^{と思}い^ます。

【藤原会^{ふじわらかいちょう}長^{ちやう}】

はい、ありがとうございます。高橋^{たかはし}委^い員^{いん}、お願^{ねが}いします。

【高橋委^{たかはしいいん}員^{いん}】

私^{わたし}は障^{しょう}がい児^じ支^し援^{えん}に関^かわつて^いる^しじ^{ごと}に^たず^さ携^{けん}わつ^てい^ます。今^{こん}回^{かい}、北^{ほく}海^{かい}道^{どう}の計^{けい}画^{かく}と^いう^こと^も

あり、橋本委員のお話のとおりに北海道はかなりの広域であり、地域によっては様々な状況だ
と思っておりますので、その部分も考慮して計画が策定されると良いと思っております。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。櫻田委員お願いします。

【櫻田委員】

22 ページの資料3-4の3、日中活動系サービスの新規項目の就労選択支援について、新しいサービスとしてマッチング、サポートするような制度でしょうか。

【事務局】

この就労選択支援については、昨年度閣議決定され、3年以内に施行されることとなりますが、施行日は決まっておられません。障がいのある方が働き方について良い選択ができるように、就労を希望する本人の希望や就労能力、就労アセスメントを活用して、本人の適性に合った選択をできるように支援を行い、就労系障がい福祉サービスや一般就労へ繋げる新たなサービスとなります。

【櫻田委員】

障がいのある方の導入口をしっかりと見極めて、本人に合った就労ができるような新たなサービスということですね。ありがとうございます。もう1点、地域移行について、重度障がい者の方々や施設に入所されている方々が地域に戻るといった際に、地域資源が非常に不足している状況下では現実的に難しい状況があり、全国的に施設から地域への方向に向かってる中で、具体的にどうやっているのか、なかなか解答が見つからない中で、検討している具体策があれば教えてください。

【事務局】

御意見ありがとうございます。長く施設に入所されている方が地域で生活することは、慣れ親しんだ場所から新しい環境へ行くことになるため定着が難しいところです。

具体的な対策については、地域移行部会を設置しておりますので、その中で検討を進めていきたいと考えております。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。亀川委員お願いします。

【亀川委員】

私の日々の業務の中でも就労継続支援A型やB型、在宅で通われている方と接している中で感じていることですが、障がいのある方が自立した生活を送るための基盤として、就労の支援は大変重要であり、また課題も大きいと思っております。本日のように様々な意見を反映させながら具体的に進めていければと思っております。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。先ほど山崎委員から数値目標が全国と異なる部分があると御意見があり、それは北海道独自に変えられるものなのでしょうか。

【事務局】

皆様から御意見をいただいて、北海道の実情に合わせて、変えることは可能でございます。

【藤原会長】

ありがとうございます。就労支援に関して少し疑問なのですが、一般就労するのが目的なのか、一般就労して定着するのが目的なのか、就労には事業所等の問題があり、定着には地域の協力を必要とすると思いますが、この件は計画に盛り込まれているのでしょうか。

【事務局】

今回は国の指針に置き換えたところでしたので、北海道のオリジナルを目標設定することも可能かと考えております。これから皆様のご意見を伺いながら設定できたらと考えております。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。他に御意見はいかがでしょうか。はい、山崎委員お願いします。

【山崎（恵）委員】

23 ページの資料3-4の4、訪問系サービスですが、他の委員の皆様からもご意見がありましたが、入所施設から地域移行する際に、北海道の場合はかなり広域になりますので、特に居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護は地域移行した際、主流のホームヘルプサービスになるかと思いますが、相談支援専門員自体が介護保険のサービスと障がい福祉サービスが全く違うことを理解していなかったり、障がいの状況によっては、重度訪問介護が利用できるということをしらなかつたり、場合によっては郡部の市町村福祉課窓口の担当者自身も重度訪問介護が給付できる仕組みになっていること、このこと自体を初めて聞いたというようなことが多くあります。

相談支援専門員を含めた情報を、特に障がい福祉を担当する市町村の担当の方へ研修を充実していかないと、地域移行というサービス量の見込みや基盤整備が成り立っていかないとお思いますので、研修等を含めてどのようなお考えがあるかお聞きしたいとお思います。

【藤原会長】

はい、貴重な御意見ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。お話しのとおりご高齢になった場合には、介護保険のサービスと障が

い福祉サービスが障がいの区分や程度によりますが、重複して使用することも可能となります。ケアマネージャーが作成するプランと、障がい福祉サービスの利用計画があって、組み合わせ使用することを審査するのが市町村職員となりますので、担当職員の知識は必要となります。御質問をいただきました相談支援専門員の研修に関して、サービスの基本的な知識は重要だと認識しておりますので、研修の際にはしっかり伝えていきたいと考えております。

【藤原会長】

ありがとうございます。どこの系統も介護者はいなくて、人員不足の状況です。人が足りないと言われることが多く、病院や施設でも、旭川のような大都市でも聞きます。今回の計画には、人員不足の関係は入っているのでしょうか。

【事務局】

計画の中に人材の確保や養成などが入っています。今後、人材育成部会等で議論し、進めて行ければと思っています。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。深瀬委員、お願いします。

【深瀬委員】

重度訪問介護の時間数についてですが、市町村によって上限が異なっており、例えば札幌市では720時間となりますが、他の市町村では720時間以下の上限となっていることが多く、北海道は広いので、一度平均の時間数を調べていただきたいと思います。

【事務局】

ご意見承りました。一度機会を見て調査を行い、審議会の皆様へ情報提供したいと思います。

【菅原委員】

22 ページの資料3-4の3、日中活動系サービスのところですが、就労定着支援というのは具体的にどのような支援を行うのでしょうか。

【事務局】

利用期間は最大3年間、一般就労後6か月を経過した方が定着するよう支援を行います。一般就労した障がいのある方との相談を通じて、日常生活や社会生活における課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。統合した計画の新規項目を幾つか説明いただきましたが、この新規項目は国から出た内容となりますか。

【事務局】

そのとおりです。この新規項目を、道の計画に盛り込むべきか検討して参りたいと考えます。詳細については、各部会において検討していきます。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。先日、医師会で話題となったのですが、医療的ケア児について、全道的に市町村単位でどのくらい対象者がいるのか把握しているのでしょうか。

【事務局】

医療的ケア児については、市町村を経由して、毎年調査を実施していますが、札幌市からは報告をいただいております。札幌市を除いた分については、昨年度分を取りまとめているところであります。

【藤原会長】

札幌市を除く市町村分ではどのくらいとなりますか。

【事務局】

408名の実績となっております。

【藤原会長】

札幌市は政令市となるため、独自に行っているのでしょうか。

【事務局】

札幌市の実績もあると思いますが、私どもの方では各市町村社会福祉部局において掌握している実績となります。札幌市からは報告がない状況のため、札幌市分を含めた実績はお答えできません。

【藤原会長】

ありがとうございます。他に御意見はいかがでしょうか。山崎委員、お願いします。

【山崎（恵）委員】

医療的ケア児といっても、24時間人工呼吸器を使用して、喀痰吸引等を行って、導尿や経管栄養を行って、ダブル又はトリプルのいわゆる最重度医療的ケアを行っているお子さんや、食事等の胃ろうだけで良いお子さん、吸引をするために気管切開だけして、基本的に呼吸器は使用していないお子さんだったり状態は様々だと思いますが、そのあたりを細かくクロス集計して、24時間目の離せない重度の医療的ケア児が何人いて、そうではない医療的ケア児が何人いるなどの数値は出されているのでしょうか。

また、札幌市もそうですが、短期入所が常に満床状態であり、緊急保護も取り扱えない状態となり、お子さんだけでなく、保護者自体も孤立化して、地域での居宅介護等のサービスが十分に給付されておらず、ヘルパー不足もある現状の中で、一家心中にもなりかねないケース

が多々あると思いますが、このような危機的状況であり切迫した家庭を把握する調査を実施しているのか教えてください。

【事務局】

貴重な御意見ありがとうございます。市町村からの回答の中では、どの程度の医療的ケアを必要とされているのかを含めてそれぞれ提供いただいているところですが、現在私どもの手元にある資料では、以前厚生労働省のワーキングで分類をした基準に基づいて、例えば肢体不自由の程度、知的な障がいの程度、重度心身障害など、それぞれの分類された人数を把握しているところであります。

それから、御家族の方のケアに係る負担や、利用できている若しくは利用したい制度等につきましては、現在医療的ケア児のいる市町村にコーディネーターを配置する取組を進めており、そのコーディネーターがお一人お一人の課題や不安に対して寄り添っていく体制を作ろうと考えております。

御家族だけでは難しいところがありますので、コーディネーターと市町村をはじめとした地域が必要なことを用意していく取組を考えています。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。他に御意見はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、その他について、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

次回の審議会の開催につきまして、8月頃に予定しております。今年度は計画の策定年となりますので、資料の説明のところでも申し上げましたが、10月頃に第3回、来年1月頃に第4回を開催する予定です。日程につきましては、改めて日程調整の御連絡をさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いします。

また、委員の皆様の中には、この統合計画の専門的な部分を協議いただく審議会の部会、権利擁護部会、意思疎通部会、医療的ケア児部会、自立支援協議会など、各部会の委員として参加いただくとおられますので、併せまして、引き続き計画策定の検討に当たり、御協力をお願いいたします。

【藤原会長】

はい、ありがとうございます。本日は簡潔明瞭な説明、委員の皆様からの積極的な御意見をいただきまして、ありがとうございます。本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。それでは、進行を事務局へお任せします。

【事務局】

藤原会長ありがとうございます。委員の皆様もありがとうございます。以上で令和5年度第1回北海道障がい者施策推進審議会を終了いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。